6 整備方針及び推進方策

集合処理又は個別処理により汚水処理を行うそれぞれの地域の、今後の汚水 処理施設整備の方針及び整備推進方策は次のとおりとします。

(1) 集合処理区域の整備方針、推進方策

ア 整備方針

新たな下水道整備については整備コストを縮減するとともに、供用開始 後は使用料収入の向上を図り、健全的な事業経営を念頭に早期概成を目指 します。

イ 推進方策

(ア) 公共下水道整備コストの縮減

公共下水道の事業効率をより向上させるには、整備コストの縮減が必須です。今後一層、地域の実情に応じた低コストで早期かつ機動的な整備が可能となる新たな設計、施工手法を積極的に導入します。

計画・設計の見直し

・技術基準の弾力的運用

施工の見直し

- ・工事における事業間連携等の推進
- ・建設副産物対策等の推進

民間技術の積極的活用

・新技術・民間技術の積極的活用

(イ) 公共下水道整備地域優先度判定基準の設定等

今後、公共下水道を効果的に整備していくためには、「ストック効果として、より多くの市民の生活の質が向上するか」、「整備費の回収効率が良いか」という視点での判断が必要であることから、次のとおり公共下水道整備地域優先度判定基準を設定します。

公共下水道整備地域優先度判定基準

基準 1 地域住民の要望が高く、接続率の早期向上が見込まれる地域を優先します。

公共下水道の早期整備要望は行政区単位での手上げ方式とし、 整備後に接続率の早期向上を見込めるか否かは、市がその対象地 域の住民に下水道接続希望調査を行い推定します。

具体的には、公共下水道計画区域を含む行政区において、住民 代表として自治会長から整備要望があった場合に、当該行政区の 公共下水道計画区域内住民に対して市が下水道の接続希望調査を 実施します。

調査の結果、下水道供用開始後3年以内の推計接続率が、その

地域の限界接続率(本構想において公共下水道が合併処理浄化槽よりも経済的に有利となる地域か否かの判定に用いた、公共下水道の方が有利となる場合の最低限の接続率)以上になる場合は、次に掲げる「基準2」によらず、他の地域に優先して整備を行います。

限界接続率に達しない場合は、「基準2」で判定します。

基準2 整備効率が高いと推定される地域を優先します。

基準1により整備を優先する地域以外では、整備効率が高いと 推定される地域を優先します。

整備効率の判断については、限界接続率(公共下水道の方が合併処理浄化槽よりも有利になる最低限の接続率)を指標とし、限界接続率がより低い状態でも公共下水道が有利となる地域を優先します。

これは、接続率が低くても公共下水道が有利と判定される地域の方が、供用開始後の料金収入による維持管理費の回収が容易であると推定されることによります。

例としては、限界接続率が、A地域では70%、B地域では80%である場合には、A地域を優先して整備します。

補足事項

基準 1、基準 2 に沿って公共下水道を整備する際に、当該整備予定地域の隣接地域に汚水幹線(管渠)が整備されていない場合には、予め当該地域までの汚水幹線(管渠)整備を行うものとします。

(ウ) 接続率の向上

公共下水道の健全的な事業経営を目指すためには、収入を継続的に 確保する必要があることから、従来の接続促進策に加えて、次の新た な方策により下水道接続を促進し、接続率の向上を図ります。

低所得者層に対する接続工事費の助成 供用開始後早期接続の場合の下水道使用料の一定期間減免 下水道接続啓発活動の強化

管工事業者団体等との連携や下水道普及促進員の設置などにより、 公共下水道の接続に関する市の支援策の広報推進、接続勧誘の強化 を図ります。

(2) 個別処理区域の整備方針、推進方策

ア 整備方針

- (ア) 個別処理施設(合併処理浄化槽)は個人で設置
- (イ) 合併処理浄化槽への早期転換

浄化槽法の改正により平成 13 年 4 月 1 日以降、単独処理浄化槽の新設は禁止されており、その耐用年数は概ね 30 年といわれていることから、現在使用されている単独処理浄化槽は、平成 47 年度には耐用年数経過により、ほぼ全てが更新時期を迎えます。

しかし、単独処理浄化槽は、トイレ排水の処理機能しかなく、 生活雑排水を処理していないことから、水環境汚染防止を図る ために、下水道整備予定区域外においては、合併処理浄化槽へ の早期転換を促します。

イ 推進方策

(ア)合併処理浄化槽の普及促進

公共下水道計画区域の見直しに伴い、合併処理浄化槽により 汚水処理を行う個別処理地域が拡大することを契機として、水 環境汚染防止を図るために次の方策により、単独処理浄化槽又 は汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

合併浄化槽設置工事費の助成

単独処理浄化槽又は汲取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合の設置工事費の一部について、市の助成を行います。

合併処理浄化槽普及促進啓発活動

浄化槽関係業者、し尿汲取り業者等と連携し、単独処理浄化槽 又は汲取り便槽使用者に対して合併処理浄化槽への転換に関す る啓発活動を行います。

三条市汚水処理施設整備構想検討委員会名簿

選出区分	氏	名	備考
学識経験者	姫野	修司	長岡技術科学大学 技術科学イノベーション専攻 資源エネルギー循環研究室 准教授
自治会長協議会	久保	冨彦	三条市自治会長協議会(三条地区)
	高橋	一夫	三条市自治会長協議会(栄地区)
	若林	誠	三条市自治会長協議会(下田地区)
土地改良区	羽生	俊昭	三条土地改良区
	長野	功	刈谷田川土地改良区
	小浦方 功		下田土地改良区
	星野	正行	大島下郷土地改良区
	長谷川	富一	須頃郷土地改良区
公募委員	田村	和豊	

: 委員長、 副委員長

検 討 経 緯

年月日	会 議 名	主な検討事項	
平成 28 年	第1回 検討委員会	委員長、副委員長の選任	
8月30日		三条市汚水処理施設整備構想骨子案	
		について	
10月27日	第2回 検討委員会	三条市汚水処理施設整備構想(素案)	
		について	
11月18日	第3回 検討委員会	三条市汚水処理施設整備構想(素案)	
		について(第2回検討委員会からの継	
		続検討)	
12 月	三条市汚水処理施設整備構想(案)に対するパブリック		
	コメント及び説明会実施		
平成 29 年	第4回 検討委員会	三条市汚水処理施設整備構想(案)に	
1月26日		ついて	